令和３年第２回　三種町選挙管理委員会会議録

１　開催日時　　令和３年３月１日（月）　午前９時００分
２　開催場所　　三種町農政庁舎　会議室
３　出席委員　　嶋田　仁、田村　明、加賀谷得子、大沢　耕
４　欠 席 者　　無
５　事 務 局　　書　記　石井　忍、畠山　範之、田村　慎一
６　付議された案件は、次のとおりである。
　（１）議案第　７号　選挙人名簿に登録することについて
　（２）議案第　８号　選挙人名簿から抹消することについて
　（３）報告第　１号　登録の移し替えをした者について
　（４）報告第　２号　選挙権を有する者の５０分の１の数について
　（５）報告第　３号　選挙権を有する者の３分の１の数について
　（６）議案第　９号　選挙人名簿の移替えの延期について
　（７）議案第１０号　不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
　（８）議案第１１号　期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について
　（９）議案第１２号　期日前立会人の選任について
（１０）議案第１３号　開票管理者及びその職務代理者の選任について
（１１）議案第１４号　開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて

午前８時５５分開会

石井書記　　おはようございます。本日は書記長が議会定例会のため欠席となりますがよろしくお願いします。それでは只今から令和３年第２回三種町選挙管理委員会を開会させていただきます。

はじめに委員長さんの方からご挨拶をお願い致しまして、その後、進行の方もお願い致します。

嶋田委員長　　おはようございます。あっという間に３月になりましたが、依然としてコロナは収束の目途が立たないですが、秋田県は感染者なしが続いています。まだまだ油断せず気を付けるようにしたいと思います。今日の議題は定時登録と秋田県知事選挙関連の案件となりますので、慎重審議をお願いします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、加賀谷委員と田村委員にお願い致します。

それでは、案件の方に入ります。

議案第７号「選挙人名簿に登録することについて」。

事務局より説明をお願いします。

畠山書記　　はい。議案第７号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第２２条第１項の規定により、令和３年３月１日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「１」の新有権者登録については、令和３年３月１日までに満１８歳に達する方で、生年月日では平成１４年１２月３日から平成１５年３月２日までの方が対象となります。人数は、男１４人、女１０人、計２４人となります。

次に、「２」の転入登録については、令和２年１２月１日以前より引き続き三種町に居住され３ケ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和２年９月２日から令和２年１２月１日までに転入した方で、人数は、男１１人、女１９人、計３０人。

よって、本日の登録者総数は、男２５人、女２９人、合計５４人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、１頁に、転入登録につきましては、２頁に記載しております。

議案第７号の説明は、以上です。

嶋田委員長　　それでは、名簿を確認していただきまして、何かご質問等ありましたらご発言願います。

（各委員、暫時別紙資料を確認。）

嶋田委員長　　皆さん、ご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　特に無いとのことですが、議案第７号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　ご異議無いようですので、議案第７号は原案どおり決定致します。

嶋田委員長　　続きまして、議案第８号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記　　はい。議案第８号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第２８条の規定により、令和３年３月１日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「１」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和２年１２月１日から令和３年２月２８日までの方が対象で、男３８人、女４１人、計７９人となります。

次に、「２」の転出抹消者につきましては、今回は、令和２年１０月３１日以前に三種町から転出され４カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和２年８月１日から令和２年１０月３１日までとなります。人数は、男２４人、女２４人、計４８人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男６２人、女６５人、合計１２７人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の３頁～４頁、転出抹消は５頁～６頁に記載しております。転出抹消者名簿のＮｏ．４４の方ですが、確認したところ、今年の１月１５日に転出届が出されてまして、異動日が３０年４月１日だったことから、今回の抹消となります。

以上で、議案第８号の説明を終わります。

嶋田委員長　　それでは、名簿を確認いただいて、ご質問等ありましたらご発言願います。

（各委員、暫時別紙資料を確認。）

嶋田委員長　　皆さん、ご質問等ございませんか。

（「はい、ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　特に無いとのことですが、議案第８号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　ご異議無いようですので、議案第８号は原案どおり決定致します。

嶋田委員長　　続きまして、報告第１号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記　　はい。報告第１号「登録の移替えをした者について」。

令和３年３月１日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和２年１２月１日から令和３年２月２８日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男８人、女２８人、合計３６人となります。

別冊名簿の７頁～９頁に対象者を掲載しております。Ｎｏ．１６、Ｎｏ．１７の方ですが、転居の後で亡くなられたことを確認しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長　　はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（各委員、暫時資料を確認）

嶋田委員長　　何かありませんか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　なければ、報告第１号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　　続きまして、報告第２号と報告第３号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第２号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」、

報告第３号「選挙権を有する者の３分の１の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記　　はい。報告第２号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」。

地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は２８６である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については４頁に選挙人名簿登録者数

の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。
今回３月定時登録の抹消者数が１２７人、登録者数が５４人、差引きしました今回の名簿登録者数が男６，６０１人、女７，６８５人、合計で１４，２８６人となり、１２月定時登録から７２人の減となっております。この１４，２８６人の５０分の１の数が２８６となります。
続きまして、報告第３号「選挙権を有する者の３分の１の数について」。
地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項及び第８１条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は４，７６２である。
これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の３分の１ですので４，７６２となります。
以上で、報告第２号と第３号の説明を終わります。

嶋田委員長　はい。報告第２号、３号については計算上で出てくるものでありますので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）
そうすれば、報告第２号、第３号を原案どおり決定致します。
続きまして議案第９号「選挙人名簿の移替えの延期について」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記　はい。議案第９号「選挙人名簿の移替えの延期について」。
公職選挙法施行令第１７条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。
移替えを延期する期間
令和３年３月３日から令和３年４月４日まで
説明致します。
町内転居による投票区の移替えにつきまして、選挙時においては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、この移替えを延期できることになっております。
今回の選挙に伴いまして、明日３月２日（火）業務終了後に選挙人名簿等のデータ作成を行います。その翌日から選挙が終わるまでの間は、町内転居による投票区の移替えは行わない取扱いと

しております。
　以上でございます。

嶋田委員長　　只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　無いようですので、議案第９号につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　異議無しということですので、原案どおり決定致します。
次に、議案第１０号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記　　はい。議案第１０号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。
　公職選挙法施行令第５３条第１項及び第５９条の４第４項の規定により、令和３年４月４日執行の秋田県知事選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。
　郵便により発送できる日　令和３年３月１７日（水）
　説明致します。
　不在者投票につきましては、告示日の翌日３月１９日から投票の受け付けを行うことになりますが、事前に不在者投票の請求のあったものにつきましては、告示日前の市町村選管が定める日に投票用紙等の発送を開始できることになっておりますので、その発送開始日を県の指示に基づき３月１７日（水）に定めるものでございます。
　以上でございます。

嶋田委員長　　只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　特に無いようですので、議案第１０号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　　はい。それでは、議案第１０号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第１１号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」ということで、説明をお願いします。

畠山書記　議案第１１号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）」。

令和３年４月４日執行予定の秋田県知事選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

１０頁をご覧ください。

選挙当日の投票所と同じように、期日前投票につきましても期間中、投票管理者と職務代理者を選任する必要がございます。期日前投票につきましては、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各期日前投票所について、ご覧のとおり選任したいとしております。

説明は、以上でございます。

嶋田委員長　只今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

（「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　ご質問等無いようですが、本案を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　ご異議無いようですので、議案第１１号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第１２号「期日前投票立会人の選任について」の説明をお願いします。

畠山書記　はい。議案第１２号「期日前投票立会人の選任について（知事選）」。

令和３年４月４日執行の秋田県知事選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

期日前投票におきましても、期間中、毎日２人ずつ投票立会人を置く必要がありますことから、琴丘地域拠点センターと山本地域拠点センターの期日前投票所につきましては１２頁から１４頁に記載のとおり１７名を選任したいとしております。

以上で、説明を終わります。

嶋田委員長　はい。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

嶋田委員長　何かございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　特に無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議等ございませんか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　それでは、議案第１２号は原案どおり決定と致します。

嶋田委員長　　次に、議案第１３号を議題としますが、本案のうち「開票管理者の選任」については、私に関係することになります。この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参加することはできませんので、「開票管理者の選任」に限り、議長を田村委員にお願いしたいと思いますが、田村委員よろしいでしょうか。

田村委員　　はい、分かりました。

嶋田委員長　　皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　ご異議無いとのことですので、田村委員に議長をお願いします。よろしくお願いします。

田村委員　　それでは、議長として議事進行させていただきますので、よろしくお願いします。

議案第１３号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、嶋田委員長は退席ということでお願いします。

（嶋田委員長、退席）

事務局より説明をお願いします。

畠山書記　　はい。議案第１３号のうち「開票管理者の選任」について。

令和３年４月４日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。開票管理者につきましては、公職選挙法第６１条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任する者をもって充てるとなっておりますので、議案のとおり「嶋田委員長」にお願いしたいということで提案致します。

説明を終わります。

田村委員　　議案第１３号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「異議ありません。」の声有り。）

田村委員　　ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定と致します。

「開票管理者の選任」について審議が終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（嶋田委員長、着席）

嶋田委員長　　田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第１３号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席ということでお願いします。

（田村委員、退席）

事務局より説明をお願いします。

畠山書記　　議案第１３号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について。

令和３年４月４日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

職務代理者につきましては、議案のとおり「田村委員」にお願いしたいということで提案しております。

説明を終わります。

嶋田委員長　　議案第１３号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長　　ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議無し。」の声有り。）

嶋田委員長　　ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

（田村委員、着席）

嶋田委員長　　次に、議案第１４号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記　　はい。議案第１４号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。

令和３年４月４日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第６２条第２項及び第４項の規定にるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時　令和３年４月１日（木）午後５時３０分

場所　三種町鵜川字岩谷子８番地

三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。各候補者は、三種町の選挙人名簿　に登録されている者の中から、開票立会人１人を届け出できることになっております。

また、開票立会人につきまして、公職選挙法の規定により、１

つの開票区で３人以上１０人以内という人数制限と、同一政党等に所属する者は２人までという制限がございます。

このため、届出のあった者が１０人を超えるとき、それから同一政党等に所属する候補者の届出が３人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじで選任することになりますので、その日時と場所をご覧のとおり定めたいとしております。

説明は以上です。

嶋田委員長　議案第１４号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。ご質問、ご異議等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長　ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議無し。」の声有り。）

嶋田委員長　ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

嶋田委員長　本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

畠山書記　はい。それでは最後の頁で、今後の日程について確認させていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

午前９時４６分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿